日本共産党

市庁舎新築移転を問う住民投票（５月20日）

5万人の署名が議会を動かした

３月22日閉会した鳥取市議会２月議会で、市庁舎整備に関する住民投票条例案が全会一致で可決されました。

私たち市議団は、議会で市民の暮らしや雇用が深刻なとき、市庁舎の新築移転に多額の税金を使うのではなく、市民の暮らしを守るため「市庁舎対策は耐震改修で」と主張してきました。

その後、市民の中に新築移転反対の声が広がり、昨年８月には「市庁舎新築移転を問う市民の会」から５万人の署名と共に住民投票条例案が出されました。

しかし、議会は条例案を否決しましたが、５万人の署名を重く受け止め、９月議会では市民に判断を委ねる住民投票の実施を全会一致で決めました。

現在地案に市民の声を

私たちは、新築移転について「市民不在で決めないでほしい」、「市民の声を聞いてほしい」という５万人の市民の声をしっかり受け止めて、現在地案についても市民の声を反映するようにと主張してきました。

ところが、現在地案の検討が進むなかで、「本庁舎の耐震改修と一部増築」といった具体的な案が出されました。私たちは、①現在地案が具体的なものになればなるほど、市民の声が十分に反映されなくなってしまうこと、②その結果、どちらの案にも賛成できない市民は住民投票に参加できなくなること、③これは、５万人もの署名に込められた市民の思いに反することになる、という態度で条例案の審議に臨んできました。

この約６ヵ月間の条例検討会での議論では、最後までこの立場を貫いて、現在地案を市民の意見を聞かないまま「固定化」することがないように主張してきました。そして、最終的に「住民投票後、パブリックコメントをおこない、市民の声を聞き、必要な見直しをする」ことを提案し、本会議での住民投票条例案の提案説明や２つの選択肢の広報に入れることを全会一致で確認させることができました。

住民投票は、「旧市立病院跡地への新築移転に賛成」と「現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成」の選択肢でおこなわれます。どちらの案も住民投票後、市民の声を反映させたものに変えることができます。

投票用紙

２つの選択肢から１つを選んで、投票用紙に「○」を記載します。

平成二十四年執行
鳥取市庁舎整備に関する住民投票

選択肢	○をつける欄
旧市立病院跡地への新築移転に賛成	
現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成	

みほん

公印

＜注　意＞

1　鳥取市庁舎整備について、あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。

2　○のほかは、何も書かないでください。

期日前投票期間
5月12日(土) ～ 19日(土)

※期日前投票所
福祉文化会館、各総合支所などに加え、イオンモール鳥取北に設置

※中山間地域を対象に、期日前投票所と地域を往復する無料バスを運行。　（詳細は、市報5月号にて）

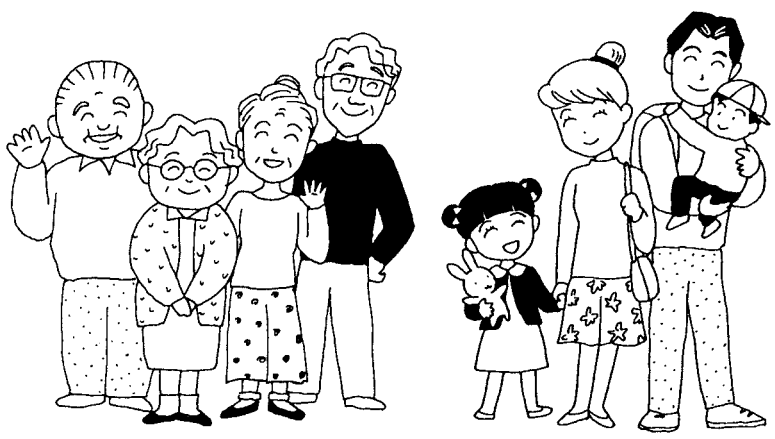

日本共産党　市議団だより 12年４月号

伊藤いく子議員 ☎21－5759　角谷敏男議員 ☎26－3012　田中文子議員 ☎84－3023

〒680-0842 鳥取市尚徳町116　☎ 0857－20－3335（直通）

ホームページ：
日本共産党鳥取市議団
http：//d.jcp-torishigidan.net/
ブログ・角谷敏男議員（角さんの飛脚便）
http：//k.jcp-torishigidan.net/
伊藤いく子議員（鳥取で子育てまっしぐら）
http：//i.jcp-torishigidan.net/
田中文子議員（お茶なと飲みなはれ）
http：//t.jcp-torishigidan.net/

みなさんのご感想・ご要望をお寄せください。

（ウラ面もお読みください。）

住民投票の2つの選択肢（関連情報表）

比較項目		第1号案「旧市立病院跡地への新築移転」	第2号案「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」
概要		•旧市立病院跡地に、地上6階建ての新庁舎を建設する。 •新庁舎は、耐震安全性の高いユニバーサルデザインに配慮した構造とする。 •敷地内に平面駐車場と広場を設ける。	•現本庁舎の6階建て部分は、耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが、設備(空調・給排水等)について一部改修を施す。2階建て部分は取り壊す。 •敷地内に地上5階・地下1階（駐車場）建ての新第2庁舎を増築する。 •敷地内に半地下駐車場とその上部に広場を設ける。
本庁舎整備	位置	鳥取市幸町71他（旧市立病院跡地）	鳥取市尚徳町116番地（現本庁敷地）
	延床面積	新庁舎：約23,500㎡	改修後の本庁舎：約5,900㎡、 新第2庁舎：約4,380㎡(地上：約3,650㎡・地下：約730㎡)
	耐震工法	設計段階で決定	現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定
	駐車場	屋外平面駐車場：200台	半地下・屋外平面駐車場：150台
	建設費概算	約74.8億円（設計・監理費約2.7億円含む）	約20.8億円（設計・監理費約0.8億円含む）
	工期	約1年半	約2年
	財源	合併特例債:約69.8億円、 国庫補助金:約0.7億円、基金:約4.3億円	合併特例債：約17.6億円、 国庫補助金：約2.1億円、基金：約1.1億円
	合併特例債の市の実質返済額	20年間で約24.6億円（1年あたり約1.2億円）	20年間で約6.2億円（1年あたり約0.3億円）
本庁体制		3庁舎（新庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎）	7庁舎（本庁舎、新第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、福祉文化会館、文化センター、さざんか会館）

【参考】□第1号案、第2号案とも、平成26年度中の整備完了を前提としています。
□建設費はあくまでも概算であり、今後、設計の段階で精査されます。
□建設費の範囲は、庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮駐車場等の経費は含まれていません。
□耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。
□建設費概算について、第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも、耐震工法を免震構造とした場合で算出しています。
□第2号案では、着工に先立ち、文化財調査が必要となります。

住民投票後、パブリックコメントなどで市民の声を反映させ、必要な見直しをおこないます。

住宅リフォーム助成制度ができました！

今年度から個人住宅の小規模リフォームに対する助成制度が始まります。これは、私たち市議団の公約の一つでもあり、会派要望や一般質問でも取り上げてきました。そして、今年２月には住宅リフォーム助成制度の先進地である滋賀県近江八幡市で取り組みの現状を視察してきました。

希望者には補正予算を組んで対応を

本市では応募件数が多数の場合は抽選となっています。２月議会の予算特別委員会では、伊藤幾子議員が希望者全員が利用できるよう補正予算を組んでの対応を求め、担当部長は検討すると答えました。

住宅リフォーム助成制度は市民サービスの向上だけではなく、地元業者の仕事おこしにもなり、地域経済の活性化につながります。市民と業者の双方にとって使いやすいものになるよう、ひきつづき取り組みます。

【問い合わせ先】
都市整備部　建築住宅課
☎ 0857-20-3291

4月9日臨時議会　住民投票に関する予算の提案

一般会計補正予算では住民投票にかかる予算として約5,700万円が計上されました。そのうち約610万円が、新聞広告などの広報費用やホームページ開設費、期日前投票のための無料送迎バスの運行費用となっています。

広報のやり方について、私たち市議団は次の３点を住民投票条例検討会で提案しました。

① **住民投票後、パブリックコメントなどをおこない、市民の声を反映させて必要な見直しをおこなうこと。**
② **①のことを住民投票条例案の提案説明のなかで述べること。**
③ **市当局および議会がおこなう広報に①のことを入れること。**

そして、以上３点は全会一致で確認されました。

ところが、４月９日の臨時議会の時点において、翌日10日に出される新聞広告には記述されない、その後の広報にも入らないということが明らかになりました。

議会の意思を反映しない広報はおかしい！

２月議会で、角谷議員は住民投票条例案12条を示し、広報について「議会とどういう情報を出すべきかを協議すべきではないか」と市長に質問しました。

これに対し、市長は「住民投票の実施に当たっては、議会と執行部で意見交換や話し合いを通じて、お互いが意思疎通を図ることは必要だと考えており、この条例案が適正に執行されるようにしていかなければならないと考えている」と答えています。にもかかわらず、議会の意思がまったく反映されない広報になっていることは許されません。

住民投票の実施は、全会一致で進めてきたことです。そのために、住民投票条例検討会は多数決ではなく、全会一致を前提にして議論を重ねてきました。

その経過を無視し、「住民投票後、パブリックコメントなどをおこない、市民の声を反映させて必要な見直しをおこなう」ということが広報に記述されない以上、補正予算案に反対せざるを得ませんでした。